

役員及び評議員の報酬等に関する規定



(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人新樹会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事及び評議員の報酬)

- 第 3 条 役員のうち、理事長・副理事長に対して、別表 1 に定める月次報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事がその業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 評議員がその業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

- 第 4 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 2 により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第 7 条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則（平成 21年 4月 1日）

（施行期日）

1 この規定は、平成 21年 4月 1日より適用する。

付 則（平成 23年 11月 1日）

（施行期日）

この規定は、平成 23年 11月 1日より適用する。

付 則（令和 3年 4月 1日）

（施行期日）

この規定は、令和 3年 4月 1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁消費
理事長及び副理事長 月間業務報酬等	500,000 円	10,000 円
理事及び評議員年間業務報酬等	30,000 円	5,000 円
監事年間監査指導報酬等	30,000 円	5,000 円

別表 2

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	20,000 円	20,000 円	実 費